

令和4年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No.2 定期監査

○経済部(旭川まちなかマネジメント協議会)

(1) 団体に関する事項

① 旭川まちなかマネジメント協議会の経理事務について、決裁の押印漏れや現金受領の際の受領印漏れ、領収書の日付漏れなどが散見されたことから、適正な事務処理の徹底に努められたい。

No.3 定期監査

○土木部

(意見・要望事項)

① 次の補助金の交付事務において、電子申請の導入や請求書の省略など、手続きの見直しを行っているが、その内容が要綱等に規定されていなかった。事務処理においても、請求書を事前に受領していたものや未記入等の不備がある申請書を受領していたものがあつたほか、請求書を省略した手続きにおいては請求日を特定していないために補助金の支払期限が不明瞭となっていた。改めて補助金交付事務の内容を検証し、必要事項を明確に規定することで、より適正な事務執行と

なるよう改善を図られたい。

- ・旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金
- ・旭川市街路灯維持補助金
- ・旭川市街路灯設置補助金

No.3 公の施設の指定管理者監査

○市民生活部・社会教育部(西神楽センター運営委員会)

(意見・要望事項)

(1) 団体に関する事項

① 当団体には、経理規程に相当するものがなく、慣例による事務処理が行われており、経理上の事務処理の誤りも散見された。不正や誤りの発見及び防止機能を高めるとともに、適切な会計処理の継続が期待されることから、経理規程を設け、それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。